

(新)地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務

70百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

平成20年6月に成立した改正地球温暖化対策の推進に関する法律では、一定規模以上の地方公共団体に対して、実行計画（旧地域推進計画）の策定が義務づけられることとなった。しかし、活動量の把握が困難等の理由により、域内の排出量の推計が困難な自治体も多いことから、国が市町村別の推計を行い、データが必要な自治体に提供できる仕組みを作る。

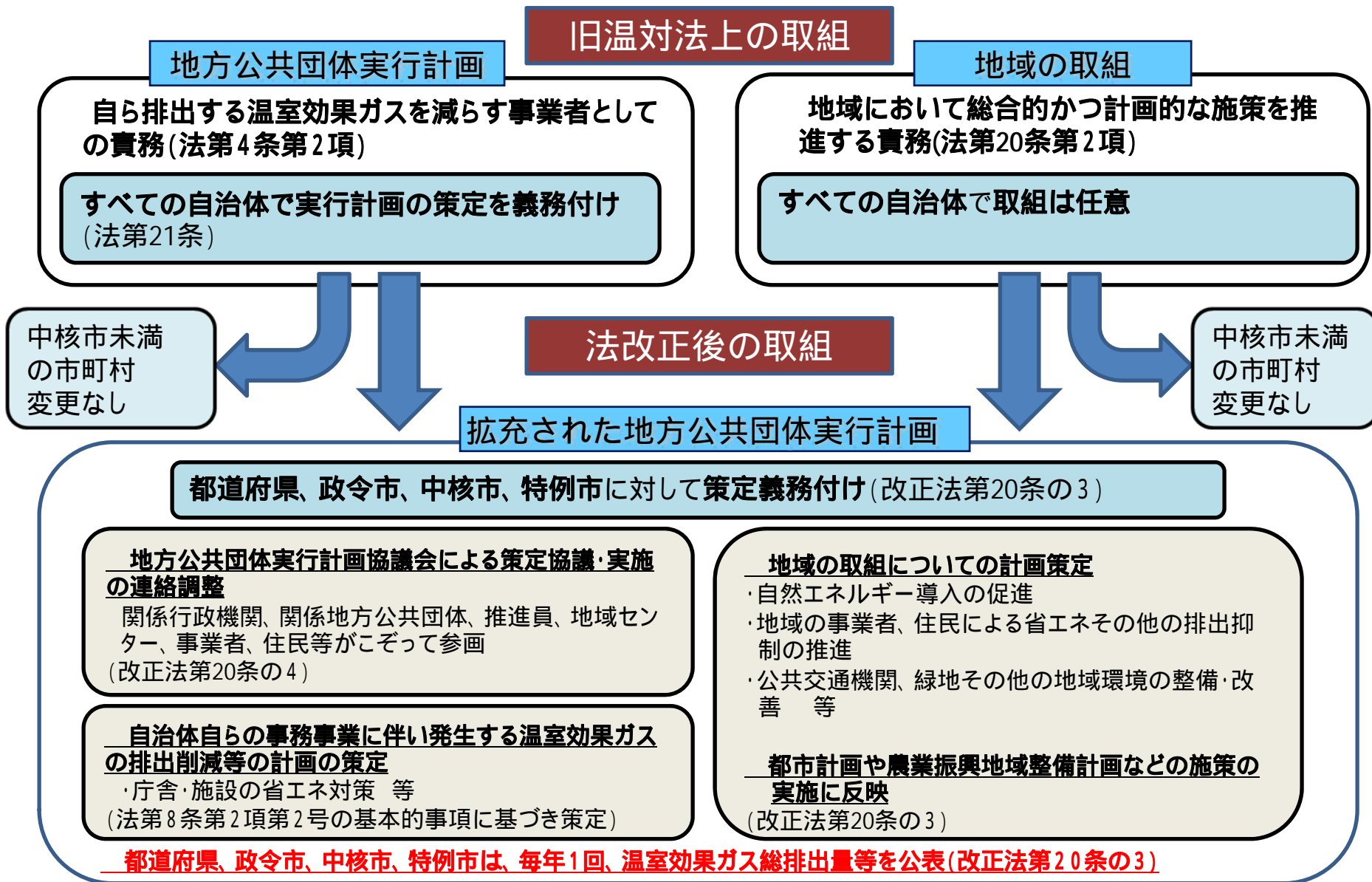
2. 事業計画

地方公共団体毎に、住民一人あたり、勤労者数あたり、自動車台数あたりなどの排出単位あたりの温室効果ガス排出量を、国内排出量を踏まえ、数ヶ月以内で集計して公開する仕組みを構築する。

3. 施策の効果

主に家庭部門と運輸部門のうちの旅客輸送による二酸化炭素排出量の推移を自治体および国民に周知させ、行政区毎の目標達成の程度を示すことが出来る。

# (新) 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務



→域内の排出量の推計が困難な自治体も多いことから、国が市町村別の推計を行い、データが必要な自治体に提供できる仕組みの構築を検討